

令和3年3月19日  
茨城県県民生活環境部次長 栗田 茂樹  
(担当：自然環境課 課長補佐 佐藤)  
直通 029-301-2946 県庁内線 2943

城里町における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認  
に係る野鳥監視重点区域の指定解除について

<環境省同時発表>

茨城県東茨城郡城里町の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例を受け、2月2日(火)に環境省が野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、3月18日(木)24時に当該区域の指定が解除されました。

1. 経緯

- 2月 1日(月) ・本県で、死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該農場への立入検査を実施
- ・当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- 2月 2日(火) ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
- ・環境省が発生農場の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2月 4日(木) ・本県が野鳥緊急調査を実施(異常なし)
- ～ 5日(金)
- 2月16日(火) ・防疫措置完了
- 3月18日(木) ・野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域の指定を解除\*
- 24時

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています。

- －野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- －家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- －環境試料(糞便、水等)の場合は、採取日の次の日を1日目とする

2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」のままであることから、本県においても野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

県自然環境課HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)